⑥　平日深夜割引
イ　割引をする自動車
休日以外の日の午前０時から午前４時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。
ロ　割引率
割引率は、50パーセントとする。
割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　実施する期間
平成26年４月１日から平成30年３月31日まで。
⑦　休日昼間割引
イ　割引をする自動車
休日の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車のうち、普通車。
ロ　割引率
割引率は、50パーセントとする。
割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　実施する期間
平成26年４月１日から平成30年３月31日まで。
⑧　南阪奈有料道路及び高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線と併せて利用する場合のＥＴＣ連続利用割引
イ　割引をする自動車
南阪奈道路の羽曳野東インターチェンジから終点までの区間において流出入し、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を全線利用し、かつ、高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの全区間を連続して利用するＥＴＣ車。
なお、当該ＥＴＣ連続利用割引については、上記の自動車について、南阪奈有料道路及び高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線において同様のＥＴＣ連続利用割引の適用を受けている場合に限る。
ロ　割引率

通　行　区　分	割　引　率
羽曳野東インターチェンジにおいて流出入した場合	約７パーセント
太子インターチェンジにおいて流出入した場合	約10パーセント
葛城インターチェンジ又は終点において流出入した場合	20パーセント

⑨　障害者割引
イ　割引をする自動車
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の㈠又は㈡の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。
㈠　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
㈡　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通行により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。
ロ　割引率
割引率は、50パーセント以下とする。
⑩　割引相互間の適用関係
イ　①から⑨に定める割引相互間の重複適用関係は別添９のとおりとする。
ロ　別添９において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
⑪　企画割引
貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。
イ　割引をする自動車
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。
ロ　割引率等
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。
ハ　実施する期間
実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。
ニ　適用区間
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
ホ　事前の届出
個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。
⑶　有料道路の料金に係る社会実験に関する割引
本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。
イ　割引をする自動車
本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。
ロ　割引率
個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。
ハ　実施する期間
実施する期間を限定する。
ニ　適用区間
個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。
ホ　事前の届出
個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。